

静岡県告示第583号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（平成30年静岡県告示479号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 対象者</p> <p>給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（ア又はウに規定する世帯を除く。）</p> <p>ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）</p> <p>第4 給付金の年額</p> <p>高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 対象者</p> <p>給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保護者等全員の<u>支給を受けようとする年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割</u>が非課税である世帯（ア又はウに規定する世帯を除く。）</p> <p>ウ 保護者等全員の<u>支給を受けようとする年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割</u>が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）</p> <p>第4 給付金の年額</p> <p>高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。</p>

世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		
		私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
(略)				
生活保護(生業扶助)世帯でない世帯	第3(4)イに規定する世帯	139,600円	60,100円	60,100円
	第3(4)ウに規定する世帯	160,000円		

※上記単価表の第3(4)イ及びウに規定する世帯への支給額には、オンライン学習に係る通信費相当の年額10,000円及び支援が必要と考えられる教育費分(私立の通信制及び高等学校等専攻科以外において、第3(4)イに規定する世帯に該当する場合は、年額26,100円、それ以外の生活保護(生業扶助)世帯でない世帯に該当する場合は、年額12,000円)を含む。

※高等学校等専攻科の生活保護世帯については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当する場合は、生活保護(生業扶助)世帯でない世帯と同額の単価とする。

第5 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、高校生等が在学している高等学校等及び高等学校等専攻科を経て、知事に提出するものとする。なお、静岡県外に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、直接知事に提出することができる。

- (i) 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学

世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		
		私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
(略)				
生活保護(生業扶助)世帯でない非課税世帯	第3(4)イに規定する世帯	129,600円	50,100円	50,100円
	第3(4)ウに規定する世帯	150,000円		

※高等学校等専攻科の生活保護(生業扶助)世帯については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当する場合は、生活保護(生業扶助)世帯でない非課税世帯と同額の単価とする。

第5 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、高校生等が在学している高等学校等及び高等学校等専攻科を経て、知事に提出するものとする。なお、静岡県外に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、直接知事に提出することができる。

- (i) 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

ア・イ (略)

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学

校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）

エ・オ （略）

カ オンライン学習の通信費に係る誓約書
（様式第9号）

キ その他知事が必要と認める書類

② 第5(1)以外の高校生等のいる保護者等

ア・イ （略）

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）。なお、高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

エ～カ （略）

キ オンライン学習の通信費に係る誓約書
（様式第9号）

ク その他知事が必要と認める書類

2 （略）

第6～第11 （略）

校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）。なお、通信制の高等学校等に通う高校生等の世帯は除く。

エ・オ （略）

カ その他知事が必要と認める書類

② 第5(1)以外の高校生等のいる保護者等

ア・イ （略）

ウ 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）。なお、通信制及び高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

エ～カ （略）

キ その他知事が必要と認める書類

2 （略）

第6～第11 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第1号を次のように改める。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にチェックしてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな			高校生等との関係 (いづれかにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 親権者 ・ <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 ・ <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請者(保護者等)氏名				
申請者現住所等	〒 -		(自宅電話)	(携帯電話)
基準日現在の申請者住所(上記と異なる場合)	〒 -			

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
学校設置者名			入学年月		年	月	
学校名			学年			年	
学校所在地	〒 -						
学校の種類 課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 高等学校等専攻科	<input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校) <input type="checkbox"/> 各種学校(その他)	課程・学科	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 昼間学科 <input type="checkbox"/> 夜間等学科 <input type="checkbox"/> 通信制学科		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

(静岡県内校欄)	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない	<input type="checkbox"/> 年 月 日復学(基準日現在休学)
	支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者	<input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者
	在学等証明	対象生徒は基準日(7月1日)現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 学校名 学校長氏名	

印

(別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 基準日（7月1日）現在、在籍している学校について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

基準日（7月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、（1）を、生業扶助を受給していない場合は（2）を記載してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ（1）に該当する場合は、基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入を行い、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書等）を添付してください。

ニ（2）②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この場合は、別途、事実を証明できる書類等を添付してください。

ホ（2）①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ヘ（2）④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

※健康保険証等の写しを添付する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次により記入してください。

○（1）に該当する（基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給している）場合は、記入不要です。

○ 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上（中学生は除く）23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

※健康保険証等の写しを添付する際は、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。

留意事項

○ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。

○ 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。

○ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

○ 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

○ その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日（7月1日）現在の内容を正しく記入してください。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号

口座振込依頼書
(兼委任状)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

郵便番号

現住所

申請者(保護者等) (フリガナ)

(※自 署) 氏 名

電話番号 ()

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によりお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金種別 (該当するものを○で囲む)	普通	・ 当座
預貯金口座番号		
フリガナ 口座名義人		
口座名義人住所	(※申請者と異なる口座名義人の場合のみ、記入してください。)	
口座名義人署名	(※申請者と異なる口座名義人の場合のみ、署名してください。)	

※ 通帳表紙の裏面等に記載された内容を確認し、正確に記入すること。

*** 預金通帳(金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できるページ)のコピーを添付してください。**

様式第6号を次のように改める。

様式第6号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

委 任 状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等）に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (※自 署)	

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預貯金種別	普通 ・ 当座	
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

〇〇福祉事務所長 印

次の世帯が、____年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）
第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
証明書の使用目的			
静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

担当課・担当者名	
電話番号	

様式第8号を次のように改める。

様式第8号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

扶養誓約書

ふりがな		扶養者との関係
申請者氏名		
生年月日	年 月 日(歳)	

ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名①			被扶養者氏名②		
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名③			被扶養者氏名④		
生年月日	年 月 日(歳)	生年月日	年 月 日(歳)		
ふりがな		扶養者との続柄	ふりがな		扶養者との続柄
被扶養者氏名⑤			被扶養者氏名⑥		
生年月日	年 月 日(歳)	生年月日	年 月 日(歳)		

私が、主として上記の者を扶養していることに相違がないことを誓約します。

扶養者住所	〒	ふりがな	
		扶養者氏名 (※自 署)	
		生年月日	年 月 日(歳)

様式第9号は削除する。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。